

# 入札説明書 (郵便入札方式)

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件は入札書を郵送する郵便入札方式により行うものとする。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次の(1)及び(2)に掲げる書類等を添付し、令和 6 年 12 月 18 日（水）午後 5 時までに下記 5 の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

(1) 納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料（様式任意（参考様式 1））

ア 想定品で応札する場合は、どの想定品なのかを明示するとともに定価についても記載すること。

イ 想定品以外の物品で応札しようとする場合は、**生活環境部消費生活課長**の確認を受けた提案協議書（第 5 号様式）（カタログ等を含め、確認を受けた原本）を添付すること。

なお、提案協議書は**生活環境部消費生活課長**へ令和 6 年 12 月 12 日（木）午後 5 時までに提出し確認を受けること。

(2) 確約書（様式任意（参考様式 2））

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 6 年 12 月 18 日（水）午後 5 時 福島県出納局入札用度課（西庁舎 3 階）

なお、申請書類は郵送を可とする。

(2) 入札書の提出期限及び送付先

令和6年12月24日（火）午後5時必着 福島県出納局入札用度課

(3) 開札の日時及び場所

令和6年12月25日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課(西庁舎3階・入札室)

## 6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第6号様式）に必要とする事項を記載し、上記5の(2)で指定する日時までに郵送すること。

また、入札者の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

(2) 入札書を郵送（書留郵便に限る。）する際は、二重封筒とし、**入札書の中封筒に密封のうえ**、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように送付すること。

ア 氏名（法人にあっては、商号又は名称）

イ [12月25日 開札「件名：油性ボールペン（名入れ）17,000セット」の入札書  
在中]

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名を記載すること。

押印を省略する場合のみ余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

## 7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

## 8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付すことができるものとし、再度入札の方法については別途通知する。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 初回入札が無効（ただし、下記12の(2)～(4)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

## 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた

場合は、それに応じなければならない。

#### 10 入札心得

(1) 入札者は、入札説明書及び仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により入札説明書に関する部分については出納局入札用度課に、仕様書に関する部分については福島県生活環境部消費生活課（電話 024-521-7736 FAX024-521-7982）に令和6年12月9日（月）午後5時までに説明を求めることができる。

県は、入札説明書等に関する回答書（第2号様式）にて、福島県出納局入札用度課ホームページに掲載する方法により回答する。

(2) 入札書は郵送により、指定の日時まで確実に到着しなければならない。

(3) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

#### 12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札

(2) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札も含む）

(3) 金額を訂正した入札

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(5) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(6) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

(7) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

#### 13 落札者の決定方法

(1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、「別記2」により、入札書に記載したくじ番号で落札者を定める。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。
- (4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

#### 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 228 条、第 231 条及び第 233 条に定めるところによる。

#### 15 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から 10 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

#### 16 契約条項 購入契約書（案）及び財務規則による。

#### 17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 18 当該契約に関する事務を担当する課 上記 5 の(1)と同じ。

## 福島県財務規則（抜粋）

### 別記 1（契約保証金の減免）

**第 229 条** 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7) から (11) まで (略)

- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

(13) から (18) まで (略)

## 別記 2

### 入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。

#### 1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

#### 2 くじの手順

(1) 有資格者コードの小さい順にくじ番号（0、1、2・・・）を付与する。

(2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

(3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

#### 【例】入札参加者3名が同額入札の場合

##### 1 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

A社（有資格者コード 000212003）・・・くじ番号 1

B社（有資格者コード 100033645）・・・くじ番号 2

C社（有資格者コード 000003025）・・・くじ番号 0

##### 2 くじの数の和と求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社（くじの数 123） 合計（123+072+452=647）

B社（くじの数 072）

C社（くじの数 452） 余り（647÷3=215・・・余り2）

##### 3 落札者の決定

落札者は、余りの2と一致するくじ番号であるB社となる。

# 購入契約書(案)

品目及び数量 油性ボールペン(名入れ) 17,000セット

契約金額 ¥ \_\_\_\_\_  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

納入期限 令和7年3月18日  
(分納期間)

納入場所及び納入方法 福島県生活環境部消費生活課ほか計112か所  
及び発注者の指示による。

契約保証金

上記物品を購入するについて発注者「福島県」を甲とし、受注者「」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

**第1条** 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。  
(納入の通知)

**第2条** 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。  
(検査及び引渡し)

**第3条** 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

**第4条** 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

**第5条** 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

**第6条** 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金

の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

**第7条** 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日以内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

**第8条** 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

**第9条** 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

3 分納の期日を定めたものについて、当該期日以内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

(甲の解除権)

**第10条** 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている

と認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

**第 11 条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

**第 12 条** 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

**第 13 条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

**第 14 条** 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置

命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

**第 15 条** この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（契約外の事項）

**第 16 条** この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

**第 17 条** 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号  
氏 名 福 島 県 印  
代表者 福島県知事 内堀 雅雄

乙 住 所

氏 名

## 仕 様 書

### 1 品名及び数量

油性ボールペン（名入れ） 17,000セット

### 2 納入期限

令和7年3月18日（火）

### 3 納入場所

福島県生活環境部消費生活課ほか計112か所  
（内訳は別紙「配布先一覧」のとおり）

### 4 仕 様

#### (1) 油性ボールペン ノック式（名入れ・QRコード印字）

ア ボールペンの色（インク） 黒

イ ボール径 0.7mm

ウ 名入れ

本体軸部に別添1のデザインを印字する。

デザインデータ（パワーポイント）は別途支給する。

エ オーシャンプラスチックを含む再生樹脂が使用されていること。

#### (2) 台紙

ア 印刷 カラー

イ メーカーが作成した台紙に別添2のデザインを印刷する。

デザインデータ（パワーポイント）は別途支給する。

※(1)、(2)をあわせて、1セットとする。

### 5 その他

(1) 作成にあたっては消費生活課と十分に協議すること。

(2) 納入前に消費生活課の検収を受けること。

(3) 各納入場所へ送付する際は、消費生活課より提供する添書を同封すること。

### 6 想 定 品

#### (1) (株)パイロットコーポレーション

スーパーグリップGオーシャンプラスチック ノック式

（品番BSGK-10FOP-WBN）

#### (2) 三菱鉛筆（株）

ジェットストリーム 海洋プラスチック ノック式

（品番SXN-UC-07）

配付先一覧

配付先		箇所	油性ボールペン
各県立高等学校	別記 1	75	12,006
各県立支援学校	別記 2	17	363
各私立高等学校	別記 3	17	3,197
国立・市立支援学校	別記 4	2	29
消費生活課		1	1,405
計		112	17,000

## 令和6年度 県立高等学校

No.	学校名	郵便番号	所在地	電話番号	送付数	備考
1	福島高等学校	〒960-8002	福島市森合町5番72号	024-535-2391	291	
2	橘高等学校	〒960-8011	福島市宮下町7番41号	024-535-3395	292	
3	福島商業高等学校	〒960-0111	福島市丸子字辰之尾1番地	024-553-3451	248	
4	福島明成高等学校	〒960-1192	福島市永井川字北原田1番地	024-546-3381	177	
5	福島工業高等学校	〒960-8003	福島市森合字小松原1番地	024-557-1395	236	
6	福島工業高等学校定時制	〒960-8003	福島市森合字小松原1番地	024-557-1395	15	
7	福島西高等学校	〒960-8163	福島市方木田字上原37番地	024-546-3391	210	
8	福島北高等学校	〒960-0201	福島市飯坂町字後畑1番地	024-542-4291	114	
9	福島東高等学校	〒960-8107	福島市浜田町12番21号	024-531-1551	251	
10	福島南高等学校	〒960-8141	福島市渡利字七社宮17番地	024-523-4740	171	
11	川俣高等学校	〒960-1401	伊達郡川俣町飯坂字諏訪山1番地	024-566-2121	22	
12	伊達高等学校(本校舎)	〒960-0604	伊達市保原町字元木23番地	024-575-3207	133	R5より統合
13	ふくしま新世高等学校	〒960-8141	福島市渡利字七社宮17番地	024-523-4740	26	
14	安達高等学校	〒964-0904	二本松市郭内二丁目347番地	0243-22-0016	165	
15	二本松実業高等学校	〒964-0937	二本松市榎戸一丁目58番地2	0243-23-0960	151	R5より統合
16	本宮高等学校	〒969-1101	本宮市高木字井戸上45番地	0243-33-2120	75	
17	安積高等学校	〒963-8851	郡山市開成五丁目25番63号	024-922-4310	292	
18	安積黎明高等学校	〒963-8017	郡山市長者二丁目3番3号	024-932-0443	293	
19	郡山東高等学校	〒963-8832	郡山市山根町13番45号	024-932-0898	250	
20	郡山商業高等学校	〒963-8862	郡山市菜根五丁目6番7号	024-922-0724	251	
21	郡山北工業高等学校	〒963-8052	郡山市八山田二丁目224番地	024-932-1199	285	
22	郡山高等学校	〒963-0201	郡山市大槻町字上篠林3番地	024-951-0215	252	
23	あさか開成高等学校	〒963-8018	郡山市桃見台15番1号	024-932-1714	172	
24	湖南高等学校	〒963-1633	郡山市湖南町福良字車ノ上8453番地1	024-983-2126	30	
25	須賀川創英館高等学校	〒962-0863	須賀川市緑町88番地	0248-75-3325	227	
26	須賀川桐陽高等学校	〒962-0012	須賀川市陣場町128番地	0248-75-2151	251	
27	清陵情報高等学校	〒962-0403	須賀川市滑川字西町179番地の6	0248-72-1515	200	
28	岩瀬農業高等学校	〒969-0401	岩瀬郡鏡石町桜町207番地	0248-62-3145	224	
29	光南高等学校	〒969-0227	西白河郡矢吹町田町532番地	0248-42-2205	199	
30	白河高等学校	〒961-0851	白河市南登り町54番地	0248-24-1116	223	
31	白河旭高等学校	〒961-0912	白河市旭町一丁目3番地	0248-22-2535	164	
32	白河実業高等学校(本校舎)	〒961-0822	白河市瀬戸原6番地1	0248-24-1176	183	R5より統合
33	修明高等学校	〒963-6131	東白川郡棚倉町大字棚倉字東中居63番地	0247-33-3214	146	
34	石川高等学校	〒963-7845	石川郡石川町字高田200番地1	0247-26-1656	34	
35	田村高等学校	〒963-7763	田村郡三春町字持合畑88番地1	0247-62-2185	171	
36	船引高等学校	〒963-4398	田村市船引町船引字石崎15番地の3	0247-82-1511	91	
37	小野高等学校	〒963-3401	田村郡小野町大字小野新町字宿ノ後63番地	0247-72-3171	35	
38	会津高等学校	〒965-0831	会津若松市表町3番1号	0242-28-0211	227	
39	葵高等学校	〒965-0877	会津若松市西栄町4番61号	0242-27-5461	206	
40	会津学鳳高等学校	〒965-0003	会津若松市一箕町大字八幡字八幡1番地の1	0242-22-3491	210	
41	若松商業高等学校	〒965-0875	会津若松市米代一丁目3番31号	0242-27-0753	170	
42	会津工業高等学校	〒965-0802	会津若松市徒之町1番37号	0242-27-7456	210	
43	喜多方高等学校	〒966-0802	喜多方市桜が丘一丁目129番地	0241-22-0174	139	
44	喜多方桐桜高等学校	〒966-0914	喜多方市豊川町米室字高吉4344番地の5	0241-22-1230	129	
45	猪苗代高等学校	〒969-3111	耶麻郡猪苗代町字窪南3664番地	0242-62-3125	24	
46	西会津高等学校	〒969-4406	耶麻郡西会津町野沢字上條道東甲256番地	0241-45-2231	18	
47	会津西陵高等学校	〒969-6262	大沼郡会津美里町字法幢寺北甲3473番地	0242-54-2151	107	
48	川口高等学校	〒968-0011	大沼郡金山町大字川口字蛇沢2434番地の2	0241-54-2154	42	
49	会津農林高等学校(本校舎)	〒969-6546	河沼郡会津坂下町字曲田1391番地	0242-83-4115	135	R5統合
50	南会津高等学校(本校舎)	〒967-0631	南会津郡南会津町界字向川原2000番地	0241-73-2221	66	R5統合

51	只見高等学校	〒968-0421	南会津郡只見町大字只見字根岸2358番地	0241-82-2148	32	
52	磐城高等学校	〒970-8026	いわき市平字高月7番地	0246-23-2566	290	
53	磐城桜が丘高等学校	〒970-8026	いわき市平字桜町5番地	0246-25-9101	229	
54	平工業高等学校	〒970-8032	いわき市平下荒川字中剃1番3	0246-28-8281	222	
55	平商業高等学校	〒970-8016	いわき市平中塩字一水口37番地1	0246-23-2628	135	
56	いわき総合高等学校	〒973-8404	いわき市内郷内町駒谷3番地1	0246-26-3505	210	
57	いわき光洋高等学校	〒970-8047	いわき市中央台高久四丁目1番地	0246-28-0301	210	
58	いわき湯本高等学校	〒972-8322	いわき市常磐上湯長谷町五反田55番地	0246-42-2178	252	
59	小名浜海星高等学校	〒970-0316	いわき市小名浜下神白字武城23番地	0246-53-3465	174	
60	磐城農業高等学校	〒974-8261	いわき市植田町小名田60番地	0246-63-3310	165	
61	勿来高等学校	〒979-0141	いわき市勿来町窪田町通二丁目1番地	0246-65-2221	42	
62	勿来工業高等学校	〒974-8261	いわき市植田町堂の作10番地	0246-63-5135	168	
63	好間高等学校	〒970-1153	いわき市好間町上好間字上川原25番地	0246-36-2203	34	
64	四倉高等学校	〒979-0201	いわき市四倉町字五丁目4番地	0246-32-5111	53	
65	ふたば未来学園高等学校	〒979-0408	双葉郡広野町中央台1丁目6番地3	0240-23-6825	170	
66	相馬高等学校	〒976-0042	相馬市中村字大手先57番地1	0244-36-1331	144	
67	相馬総合高等学校	〒976-0014	相馬市北飯渕字阿弥陀堂200番地	0244-36-6231	174	
68	原町高等学校	〒975-0014	南相馬市原町区西町三丁目380番地	0244-23-6196	144	
69	相馬農業高等学校	〒975-0012	南相馬市原町区三島町一丁目65番地	0244-23-5175	94	
70	小高産業技術高等学校	〒979-2157	南相馬市小高区吉名字玉の木平78	0244-44-3141	129	
71	郡山萌世高等学校 定時	〒963-8002	郡山市駅前二丁目11番1号	024-932-1767	150	
72	郡山萌世高等学校 通信	〒963-8002	郡山市駅前二丁目11番2号	024-932-1767	442	
73	白河第二高等学校	〒961-0851	白河市南登り町54番地	0248-23-2319	30	
74	会津第二高等学校	〒965-0802	会津若松市徒之町1番37号	0242-27-3660	11	
75	いわき翠の杜高等学校	〒973-8403	いわき市内郷綴町板宮2番地	0246-26-2596	69	
					12,006	

## 別記2

	区分	郵便番号	所在地	高等部 送付部数	備考
1	視覚支援学校	960-8002	福島県福島市森合町6-34	5	
2	聴覚支援学校	963-0201	福島県郡山市大槻町西ノ宮西32	8	
3	大笹生支援学校	960-0251	福島県福島市大笹生字俎板山182-2	46	
4	だて支援学校	960-0634	福島県伊達市保原町大泉字大館78番地	18	
5	郡山支援学校	963-8041	福島県郡山市富田町字上ノ台1	21	
6	あぶくま支援学校	963-0714	福島県郡山市中田町赤沼字杉並139	64	
7	須賀川支援学校	962-0868	福島県須賀川市芦田塚13-1	16	
8	西郷支援学校	961-8071	福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原151-1	21	
9	石川支援学校	963-7855	福島県石川郡石川町字猫啼360-3	33	
10	たむら支援学校	963-4398	福島県田村市船引町船引字石崎15-3(高等部)	16	
11	会津支援学校	965-0006	福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原102	26	
12	猪苗代支援学校	969-3283	福島県耶麻郡猪苗代町大字長田字並柳西3966-2	8	
13	平支援学校	970-8001	福島県いわき市平上平窪字羽黒40-45	12	
14	いわき支援学校	970-8028	福島県いわき市平上神谷字石ノ町13-1	25	
15	いわき支援学校くぼた校	979-0141	福島県いわき市勿来町窪田町通二丁目1番地	18	
16	ふたば支援学校(1月から)	979-0603	福島県双葉郡檜葉町大字井出字上ノ岡33番地(全学部)	8	
17	相馬支援学校	979-2333	福島県南相馬市鹿島区寺内字鷺内79番地	18	
合計				363	

## 令和6年度 私立高等学校

	学校名	郵便番号	所在地	電話番号	送付部数
1	学法福島高校	9608012	福島市御山町9-1	024-534-3480	192
2	福島成蹊高校	9608134	福島市上浜町5-10	024-522-2049	248
3	桜の聖母学院高校	9608055	福島市野田町7丁目11-1	024-535-3141	76
4	福島東稜高校	9608124	福島市山居上3	024-535-3316	268
5	聖光学院高校	9600486	伊達市六角3番地	024-583-3325	253
6	郡山女子大附属高校	9638503	郡山市開成三丁目25-2	024-932-4352	97
7	帝京安積高校	9630101	郡山市安積町日出山字神明下43	024-941-7755	362
8	尚志高等学校	9630201	郡山市大槻町字垣の腰2	024-951-3500	445
9	日大東北高校	9631165	郡山市田村町徳定字中河原1	024-956-8840	428
10	学法石川高校	9637853	石川郡石川町字大室502	0247-26-5151	299
11	会津北嶺高校	9650031	会津若松市相生町3-2	0242-22-1004	100
12	若松ザベリオ学園高	9650877	会津若松市西栄町1-18	0242-27-1970	181
13	仁愛高校	9650011	会津若松市鶴賀町1-5	0242-25-0581	21
14	磐城第一高校	9738402	いわき市内郷御厩町上宿11	0246-26-1251	43
15	磐城緑蔭高校	9708025	いわき市平南白土字勝負田11	0246-25-6341	35
16	東日本国際大学附属昌平高等学校	9708011	いわき市平上片寄字上の内152	0246-57-1123	124
17	いわき秀英高校	9718185	いわき市泉町字滝ノ沢3-1	0246-75-2111	25
	総合計				3,197

## 令和6年度 特別支援学校

		区 分	郵便番号	所在地	電話番号	高等部	備考
						送付部数	
1	市立	ふくしま支援学校	9608234	福島市山居146-1	024-534-2643	19	
2	国立	福大附属特別支援学校	9608164	福島市八木田字並柳71	024-546-0535	10	
合 計						29	

【ボールペン本体軸部】

別添 1



福島県消費生活センター  
LINE公式アカウント

表面



**L 福島県消費生活センター LINE公式アカウント**

友だち追加  
よろしくね!



副業、通販、脱毛エステ…  
身近な消費者トラブル情報を配信中!

消費者教育推進大使  
トラブルくん

裏面



消費生活センターでは、売買や契約に関するトラブルの相談や、問い合わせを受け付けているゾ!

電話での相談はこちら!  
消費者ホットライン  
**☎ 1 8 8**

ウェブからの相談は  
コチラ!

